

国内初、議員の調査活動を明記

議会基本条例を議員提案で制定

議会基本条例案を6月25日、開会中の6月定例県議会に議員提案し、会期最終日の7月4日、全会一致で可決しました。これまでも様々な議会改革に取り組んで参りましたが、議会の基本理念や役割、さらには議会と県民の皆様、知事との関係を条例で明文化することで、これまでに以上、公平かつ公正で透明性が高く、県民に信頼され、分がりやすい議会を目指していこうと制定いたしました。

◆12回に及び徹底した議論

伊藤美都夫議長を座長とする10人の議員からなる議会改革推進会議が条例の検討を始めたのは昨年10月だった。既に議会綱領を制定しており、「条例化が必要か」という議論から出発した。

地方分権が進む中で、二元代表制の一翼を担う議会の果たすべき役割と責任が極めて大きくなったとの認識で一致。議員の合意事項である綱領から進めて、法的価値を持った条例として位置付け、議会機能を一層、強化充実しようという意見がまとまった。

綱領をベースにし、議論を進めていったが、12回に及び会議では、一度も多数決で決することなく、徹底して議論を尽くした。議会基本条例を制定している鹿児島、大分の両県議会を訪れて意見交換。全員協議会での議論。さらにパブ

リックコメントを経て条例案を作成した。

◆議会の責務は監視と提案

議院内閣制である国会と異なり、県議会の一の機能は執行部の監視であるとの認識に立ち、すべての条文で、監視機能を政策立案機能より先に記載した。

二元代表制も強く意識し、基本理念を定めた第2条で「県政における最高議決機関」と定め、第3条で「議決により県又は議会の意思を確定する」ことが議会の役割であると明記。第17条で議会は知事とは「対等であり、かつ、緊張ある関係を保ち」と定めた。「首長の追認機関」と批判されがちな地方議会だが、鳥取県議会は常に厳しく監視機能を発揮していくという決意の表明でもある。

地方自治法には議員の職責や職

務を明確にした規定がないため、第9条で、「県民から直接選出されるという高い独立性」があると指摘しつつ、職責を7項目に整理して明記。議会活動以外の調査研究活動や住民意思の確認、県民への広報や説明も議員の職務とし、議員としての役割をより積極的に展開することを目指した。

◆議員の調査活動を明記

地方自治法は二元代表制を定めながら、知事に比べ、議会の権限

が限定されている。議会の招集権も、議会棟の管理権も、議会予算の編成権も、議長ではなく知事にある。これでは知事と対等関係に立ち、監視機能を十分に発揮することは容易ではない。しかも、県政の調査権が議会にはあるが、議員にはない。そこで、国内で初めて議員の調査活動を明記したのが第10条だ。

監視活動や政策提言はもちろんのこと、議決の判断も、必要な情報がなければ難しい。一方で、膨大な県政の情報を保有していないがら執行部は、情報を十分に開示していないとの発言も委員から相次いだ。そこで、議員の要求に対して、知事らに情報公開条例の趣旨にのっとり、資料の提出や説明の義務を課すことにした。

◆県民参加の機会確保

県民は県政の主人だ。間接民主制が原則であっても、県民の意思に沿って県政を進め、県民参加の機会は最大限設けたいと考えた。そこで、まず、第13条で「県民の多様な意見を的確に把握し、県政に反映させる」という条文を置き、多様な意見には、少数意見も含め、県民お一人お一人を大切にするという思いを込めた。

公聴会、参考人招致の積極活用に加え、県民との意見交換の場を設けると県民参加の機会を積極的に確保しようとしたのが第14条1項だ。同条2項も、請願や陳情は県民の意見や要望を議会が直接受け止める貴重な機会と考え、「必要に応じて県民の意見を聴く機会を設ける」とした。

議案ごとに議員の賛否を公開するなど、これまでも情報公開に取り組んできたが、第15条1項で「意思決定過程を透明化し、県民に対する説明責任を果たす」と踏み込んで基本姿勢を明確にした。

◆大切な条例の運用

条例は議員の調査活動や県民参加、情報公開などで先進的な条例となったと自負している。しかし、条例はツールに過ぎず、どう使うかが重要だ。公平かつ公正で透明性が高く、県民に信頼され分りやすい議会を実現するため、積極的な運用に努めていきたい。

議会基本条例の主な条文

◆第1章 総則

第2条 議会は、地方分権の時代にふさわしい議会を目指し、県民を代表する県政における最高議決機関として、真の地方自治の確立に取り組むものとする。

◆第3章 議員の役割及び活動

第10条 議員は、知事等に対し資料の提出又は説明を求める等県政に関する調査活動を行うものとし、知事等は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の趣旨にのっとり議員の求めに応じなければならない。

◆第4章 議会と県民との関係

第13条 議会は、議員の様々な議会活動を通じて、県民の多様な意見を的確に把握し、県政に反映させるものとする。

第14条 議会は、公聴会、参考人招致等の制度を積極的に活用するとともに、政策立案等に際して県民との意見交換の場を設ける等県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

◆第5章 議会と知事等との関係

第17条 議会は、地方自治における二元代表制の一翼として、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、対等であり、かつ、緊張ある関係を保ちつつ、県民福祉の向上及び県勢の発展のため、議会の役割及び責務を果たすものとする。